（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二年）（第三百七十回）	○・一％	平成三十年十一月十五日	二百十四億円
利付国庫債券（二年）（第三百七十二回）	○・一％	平成三十一年一月十五日	百億円
利付国庫債券（二年）（第三百七十三回）	○・一％	平成三十一年二月十五日	十三億円
利付国庫債券（五年）（第百二十五回）	○・一％	平成三十二年九月二十日	七十一億円
利付国庫債券（五年）（第百三十一回）	○・一％	平成三十四年三月二十日	二千二百七十億円
利付国庫債券（十年）（第三百十九回）	一・一％	平成三十三年十二月二十日	百億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十回）	一・○％	平成三十三年十二月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第四十一回）	一・五％	平成三十一年三月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第四十七回）	二・二％	平成三十二年九月二十一日	二十一億円
利付国庫債券（二十年）（第四十八回）	二・五％	平成三十二年十二月二十一日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第五十三回）	二・一％	平成三十三年十二月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第五十六回）	二・○％	平成三十四年六月二十日	八十九億円
利付国庫債券（二十年）（第五十七回）	一・九％	平成三十四年六月二十日	九十七億円

○財務省告示第二百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十九年九月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百四十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で十三億九千八百六十万円

六　払込金額　十四億七百八十三万七百六十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十九年九月十一日

十　発行価格　額面金額百円につき百円六十六銭

十一　利率　年○・一パーセント

十二　経過利子の払込み　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{83}{365}$$

十三　初期利子　平成二十九年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十九年六月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十九年九月十一日

○財務省告示第二百八十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十九年九月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第八十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で四百二十五億九千八百九十六万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十九年九月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年○・○五パーセント

十　初期利子　平成三十年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$